

最近の建設業を巡る状況について【報告】

1. 令和6年度概算要求

令和6年度予算概算要求(国土交通省)の概要

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 389億円(1.19倍)

〔うち、「重要政策推進枠」 1兆6,149億円〕

公共事業関係費

6兆2,909億円(1.19倍)

○一般公共事業費

6兆2,333億円(1.19倍)

○災害復旧等

575億円(1.00倍)

非公共事業

7,480億円(1.20倍)

○その他施設費

681億円(1.46倍)

○行政経費

6,799億円(1.18倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 465億円(1.15倍)

2. 財政投融资 2兆4,156億円(1.04倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

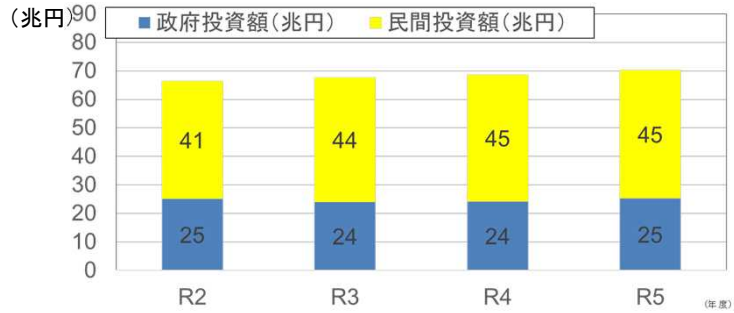
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施に必要な経費
- ・「物流 2024 年問題」の解決等に向け持続可能な物流を実現すべく、モーダルシフトを強力に促進するための環境整備及び再配達削減に向けた取組に必要な経費
- ・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- ・国民保護・総合的な防衛体制の強化等に資する公共インフラ整備に必要な経費

建設業界の施工余力について

- 足元における建設投資の規模、建設労働者過不足率のほか、執行状況、不調不落率の推移をみても、**建設業界には十分な施工余力がある**といえる。
- 建設業者が受注してくれないとの一部指摘については、労務や資材等の調達に当たって必要となる「実態に合った金額、工期等」が発注側から示されないのが原因であり、**施工余力とは別の問題**である。
- なお、大阪万博の海外パビリオンについては、金額や工期はもとより、そもそも、発注の可否の検討に必要な施工条件等の各種情報が根本的に不足しているものが多い。

建設投資の規模

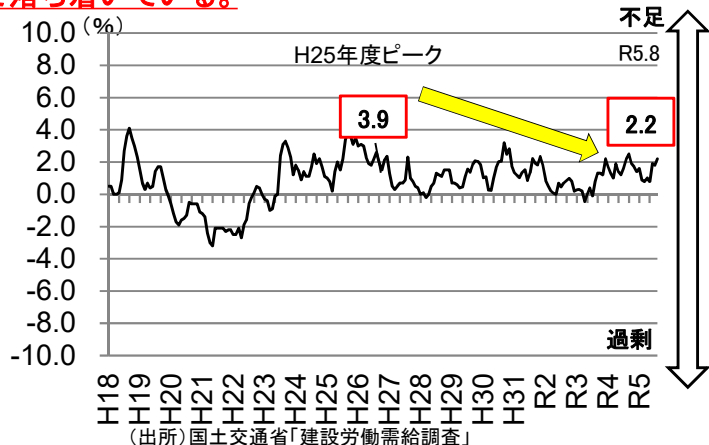
建設投資は、ここ数年微増傾向



出典：国土交通省「建設投資見通し」
 ※投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

建設技能労働者の過不足率

現場の建設技能労働者の過不足率は、過去10年の変動幅の範囲内にあり、**総じて落ち着いている。**



※対象は型枠工(土木、建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木、建築)の6職種
 ※過不足率 = ((②-③) / (①+②)) × 100
 (手持ち現場において①確保している労働者数、②確保しなかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数)

【参考①】公共事業の執行状況(国交省) (令和5年6月末時点)

当初予算、補正予算ともに、順調に執行

【当初予算(前年度からの繰越含む)】

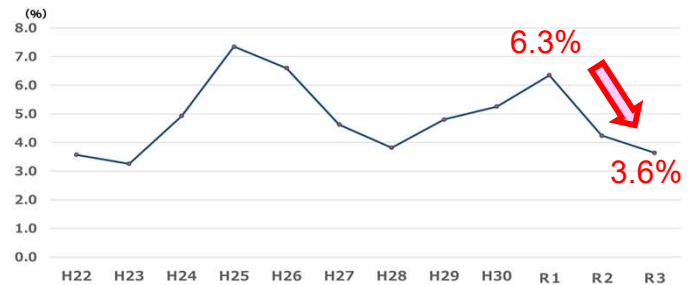
区分	予算現額	契約額計	率
令和5年度	9.9	6.1	62.0
令和4年度	10.1	6.2	61.9
令和3年度	11.3	6.8	60.2
令和2年度	12.1	6.9	56.7
令和元年度	11.2	6.4	56.7

【補正予算】

区分	予算現額	契約額計	率
令和4年度(第2号)	1.6	1.3	77.9
令和3年度	1.6	1.1	72.3
令和2年度(第3号)	2.0	1.3	66.7
令和元年度	1.4	0.8	60.8
平成30年度(第2号)	0.8	0.5	59.8

※前年度からの繰越額には補正予算の繰越額も含んでいる。

【参考②】不調・不落発生率(国土交通省直轄工事)の推移



(出所)国土交通省「直轄工事等契約関係資料」

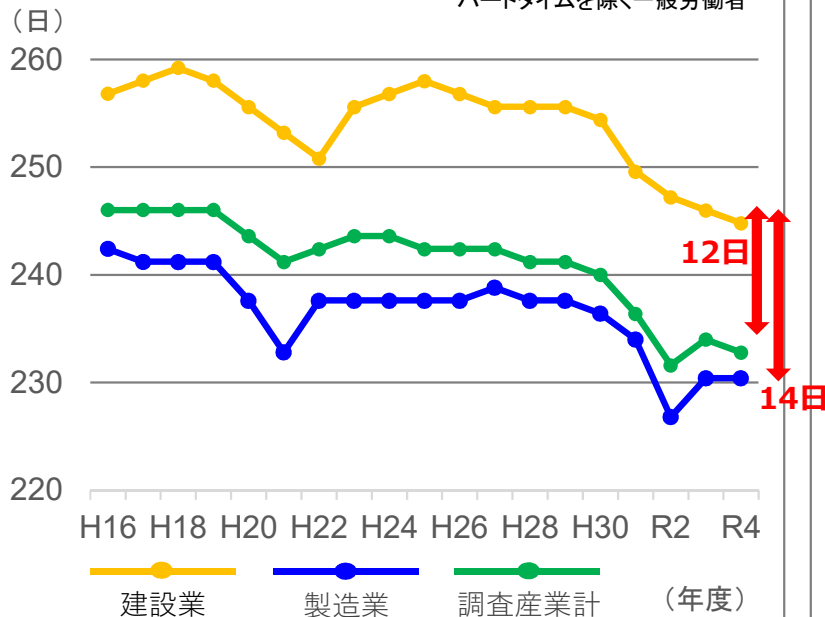
※契約締結した件数のうち、不調・不落が発生した割合であり、再発注手続きの上、契約を締結している。

2. 働き方改革等の推進

建設産業における働き方の現状

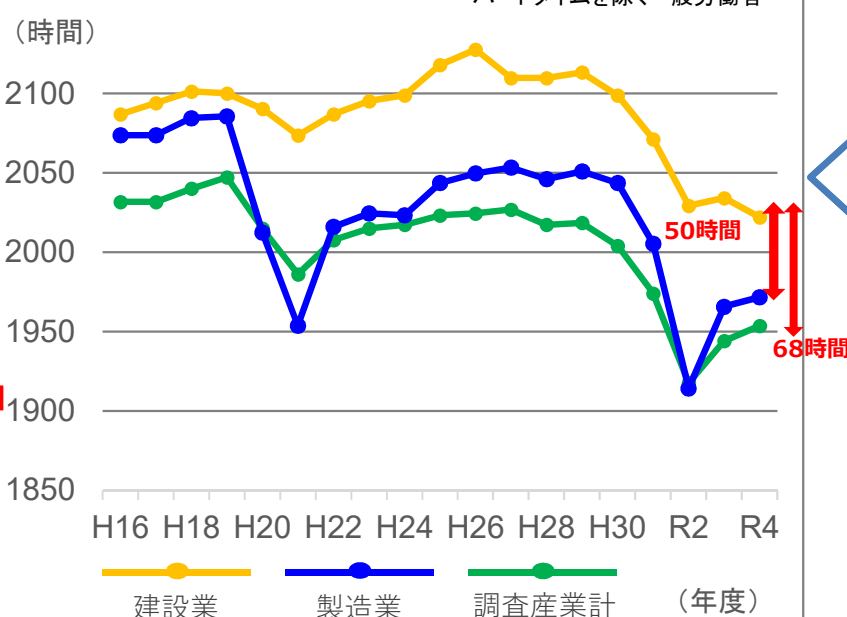
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

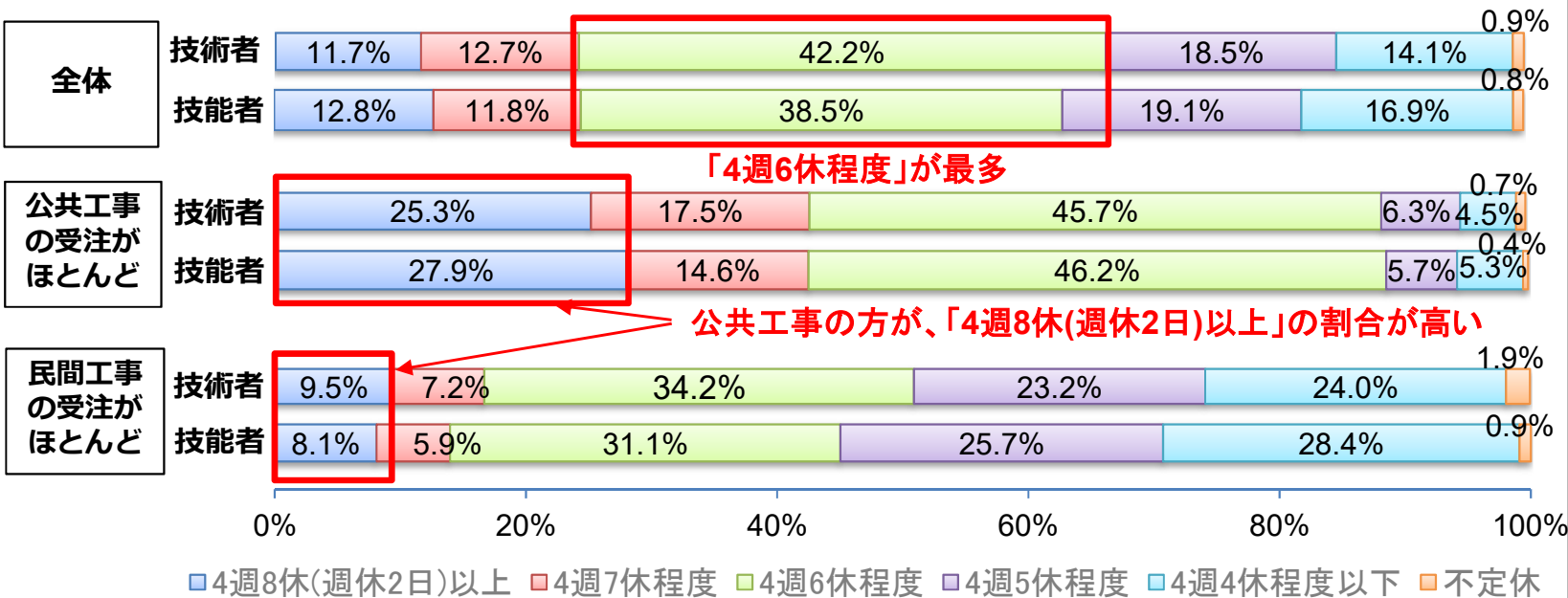
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

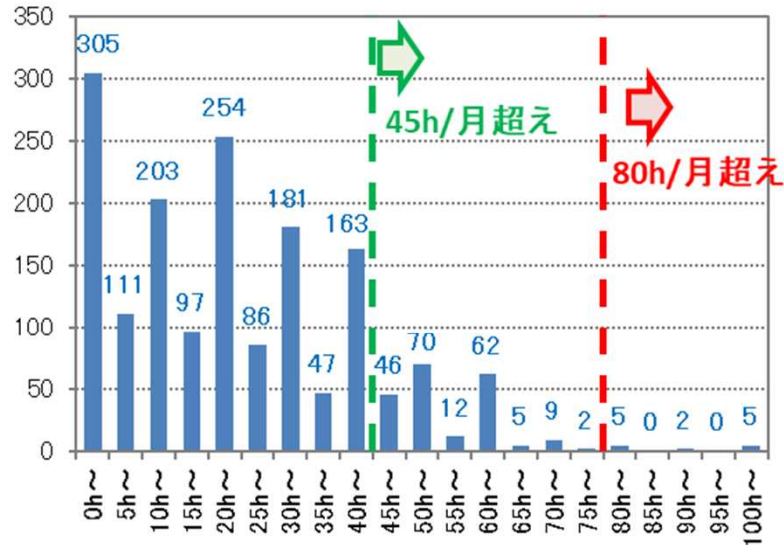
	<p>「労働基準法」(平成30年6月改正)</p> <p>罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
原則	<p>法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)</p> <p>36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)</p>
↓ 36協定の限度	<p>【時間外労働の上限規制】</p> <p>原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)</p> <p>例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも <u>上回ることのできない上限を設定</u></p> <p>・年 720時間(=月平均60時間)</p> <p>→年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることのできない上限を設定</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)</p> <p>b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)</p> <p>c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</p> </div>

建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。(労基法139条)

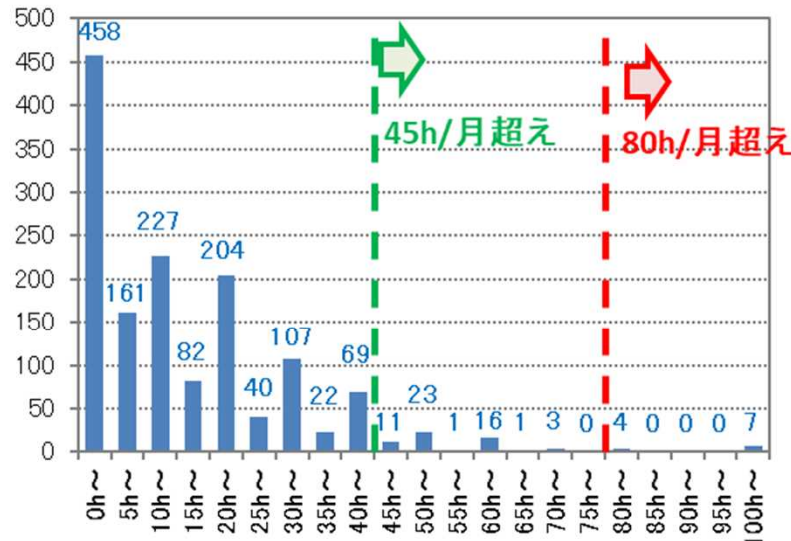
建設業における残業時間

建設業における平均残業時間

技術者の月当たり残業時間(平均) N=1665件



技能者の月当たり残業時間(平均) N=1436件



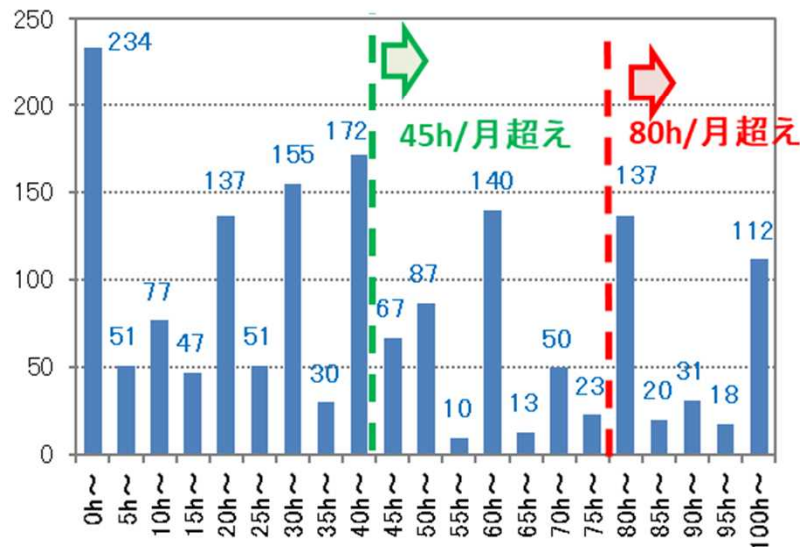
※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく
 届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

技術者の場合は13%、
 技能者の場合は5%
 の建設業者が月当たり
 平均残業時間45時間
 を超えている。

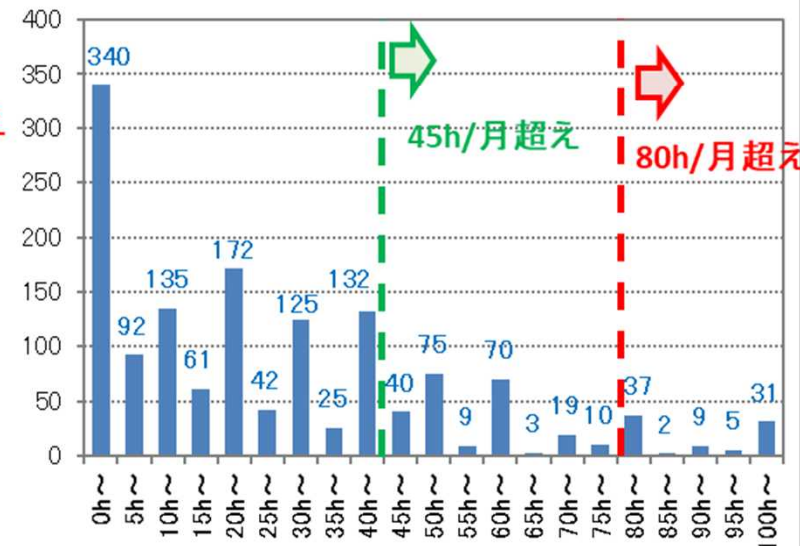
技術者の方が技能者より
 残業時間が多い傾向

建設業における最大残業時間

技術者の月当たり残業時間(最大) N=1662件



技能者の月当たり残業時間(最大) N=1434件



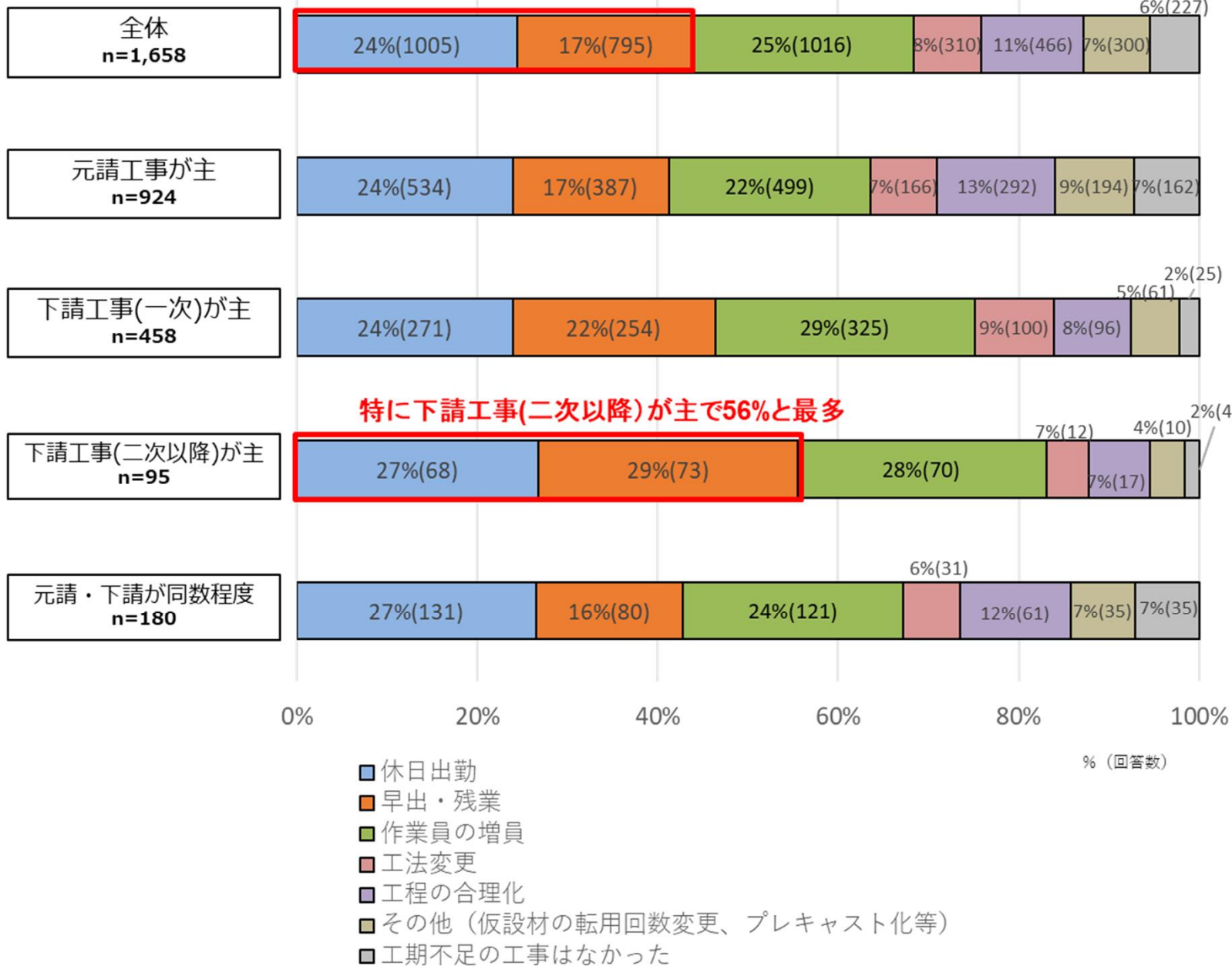
技術者の場合は7%、
 技能者の場合は2%
 の建設業者が月当たり
 最大残業時間100時間
 超えている。

工期不足に対応する取組

工期不足に対応する取組

※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

時間外労働に関する内容が最多



工期不足に対応する取組としては、休日出勤、早出・残業の時間外労働に関する内容が全体の約4割を占める。

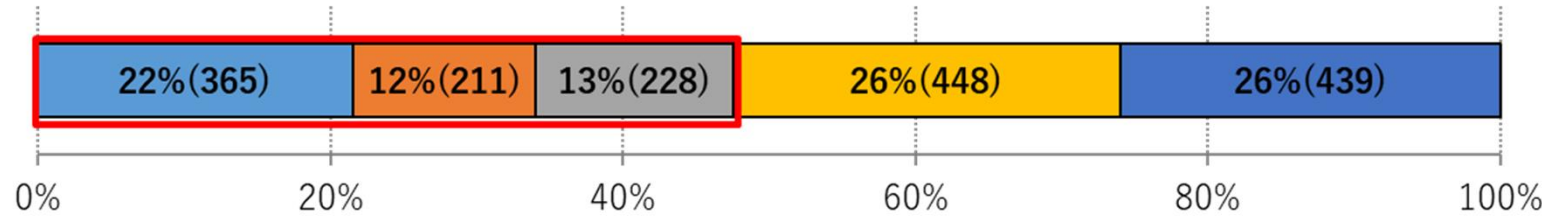
また、これらの時間外労働での対応は、下請業者ほど多い傾向にある。

民間工事における工期設定の状況

工期設定の状況 (民間工事)

※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

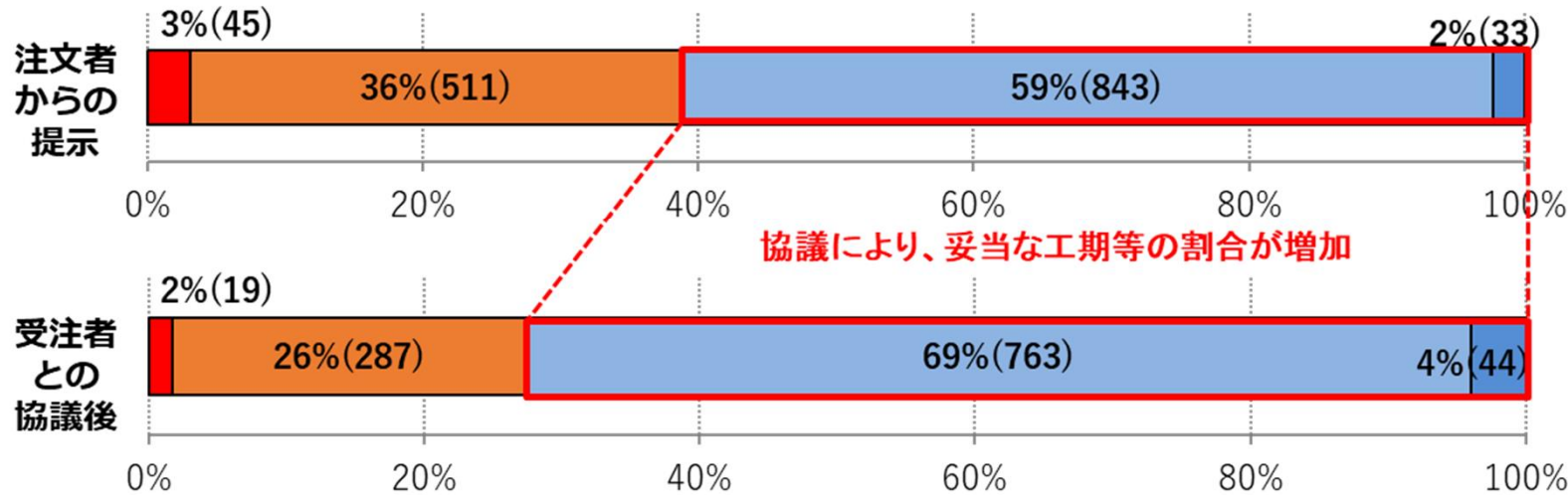
■ 工期設定における受注者要望の反映



- 注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議を依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少なくない(半々程度である)
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

工期設定では、注文者の意向が優先される、受注者の要望が受け入れられないことが多い(約半数)。

■ 工期の適切さ



- 著しく短い工期の工事が多かった
- 適切な工期の工事が多かった
- 短い工期の工事が多かった
- 余裕のある工事が多かった

注文者と受注者との協議により、適切な工期又は余裕のある工期の工事の割合が高まる。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
--	--	--

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備
--	---	---

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

適正な工期設定

- 令和元年の公共工物品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事**で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる



「工期に関する基準」における時間外労働上限規制に関する規定(抜粋)

第1章 総論

(3)建設工事の請負契約及び工期に関する基準の考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

受発注者間及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、・・・適正な工期設定を行うとともに、**本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則**である。

(6)工期設定における受発注者の責務

＜工期設定における発注者の果たすべき責務＞

・**発注者は**、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、**建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する。**

＜工期設定において受注者の果たすべき責務＞

・**受注者は**、建設工事に従事する者が**長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう**、受発注者間及び元下間で、**適正な工期で請負契約を締結する。**

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(2)休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

・法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の令和6年4月に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、**上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。**

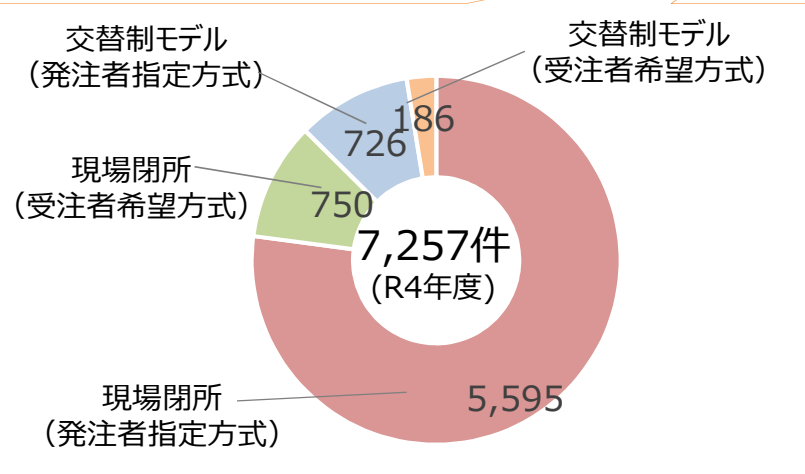
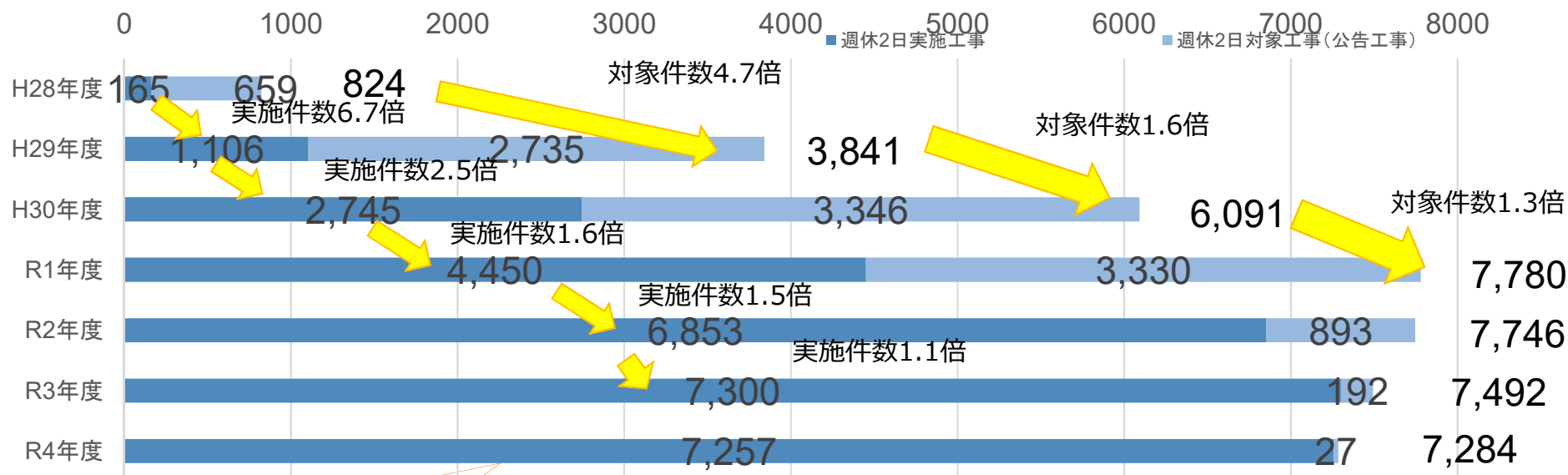
・週休2日の確保

建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが**週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要である。**

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)

<施工計画書>

法定休日と所定休日の記載を追加

<法定休日と所定休日の設定例>

月	火	水	木	金	土	日
---	---	---	---	---	---	---

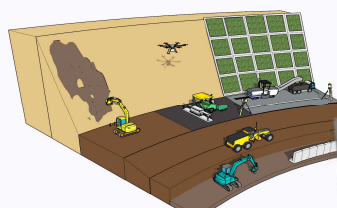
※受注者の法定休日・所定休日
を基に自ら設定

受注者



<施工(監督)>

週休2日の実施状況を確認



監督職員
(発注者)

<検査(成績評定)>

週休2日の実施状況を確認、
週休2日を前提とした成績評定



検査職員
(発注者)



施工計画書

施工
(監督)

検査
(成績評定)

工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	
準備	式	1	■		■	■	■			■			
道路土工	m ²	10,000		■	■	■	■			■			
排水構造物工	m	500		■	■	■	■			■			
舗装工	m ²	5,000			■	■	■			■			
付帯施設工	式	1								■			
区画線工	式	1								■			
後片付け	式	1									■	■	

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

工期の設定に当たっての休日の考慮(公共発注者の取組状況)

令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ハ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。

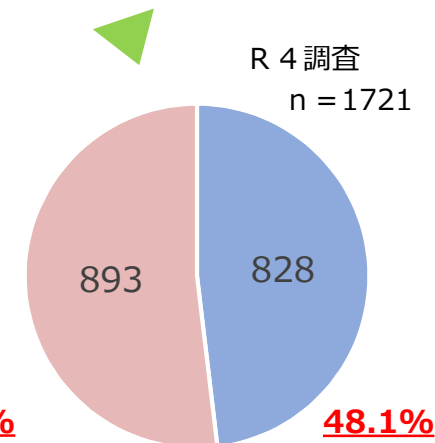
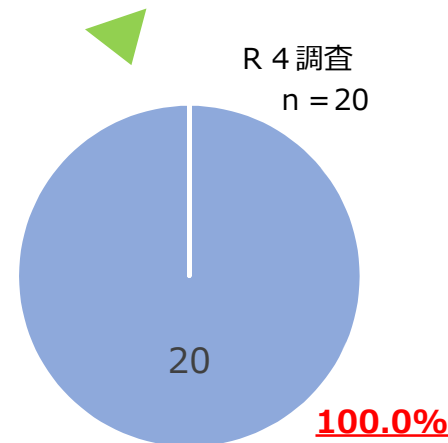
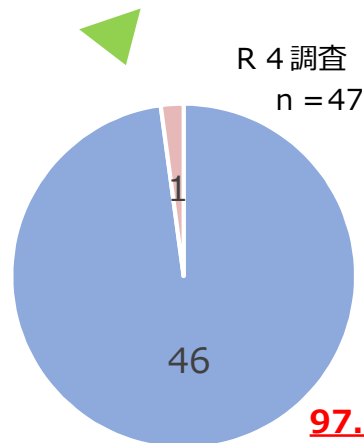
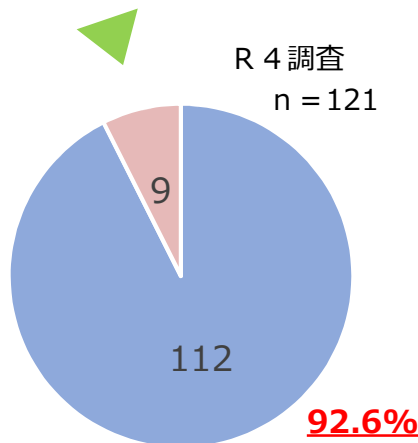
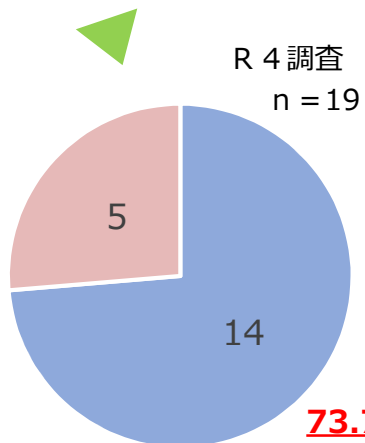
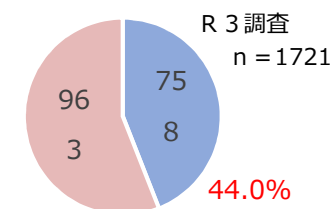
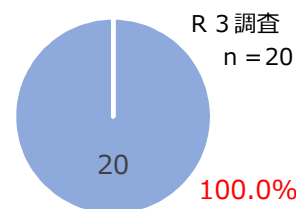
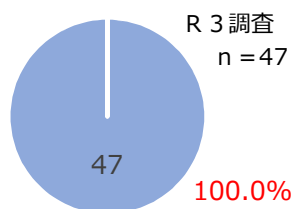
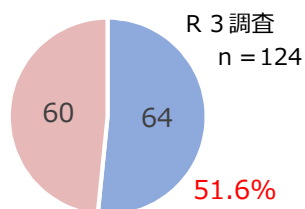
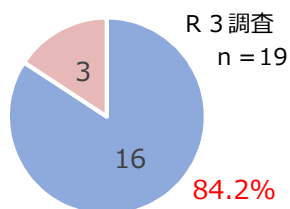
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 考慮している ■ : 考慮していない

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
 - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
 - ・工期設定の指針等を見直し
 - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
 - ・新たな経費補正措置の立案を検討
 - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について **経済団体本部(経団連等)での講演等**による周知
- ・地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ

＜会議体や説明会を通じた周知＞【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

＜モニタリング調査による周知・注意喚起＞厚労省と連携

- ・調査対象：発注者・元請業者

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において **各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- ・市町村議会に対する働きかけ

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

【動画掲載先】

■はたらきかたススめ特設サイト
 URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省YouTube
 URL(30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>
 URL(3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

働き方改革推進に係る広報ポスター→



3. 建設業の賃金引上げに向けた取組

賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和4年10月3日)(抄)

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果敢に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組みます。



岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。

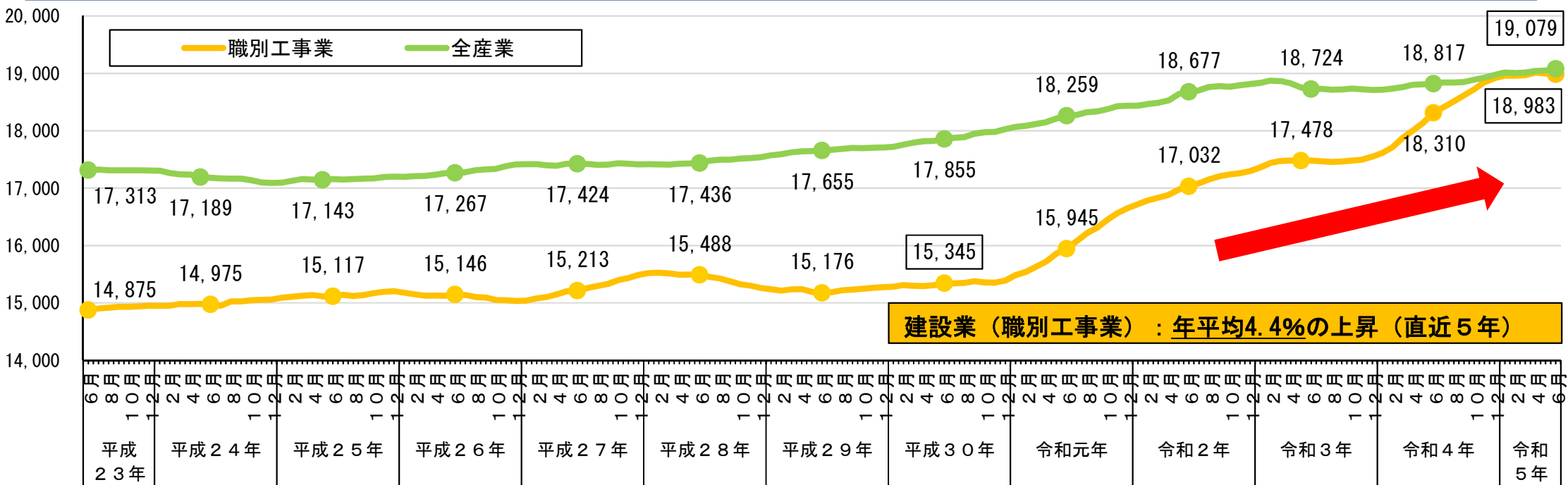


岸田内閣総理大臣記者会見(令和5年9月13日)(抄)

新しい資本主義に向けた取組を加速し、物価上昇率プラス数パーセントの賃上げを継続的に実現するための政策・・・を進め、デフレからの脱却を確実なものとしてまいります。

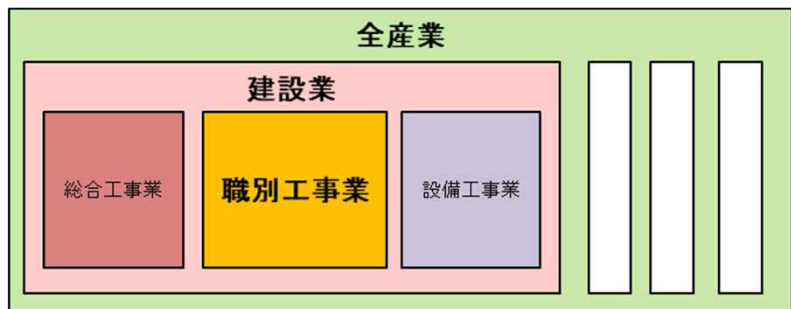
建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇してきたところ。
- 今後も、未来を支える担い手の確保・育成のため、優れた技能レベルや厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要がある。

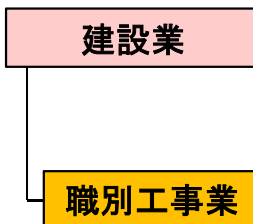


※所定内給与および特別に支払われた給与の和を所定労働時間8時間あたりに換算
 ※ボーナスを含み、超過勤務手当を含まない

(産業分類のイメージ)



(定義)



建設業
 主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業
 主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を施工する事業所**が分類される
 (ただし、設備工事を施工する事業所は設備業に分類される)

賃金上昇を実現する環境整備

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保、施工時期の平準化が必要



《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
- 技能者の処遇改善に資する施工時期の平準化推進(年間を通じた工事量の安定)

適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要



《特に強化すべき取組》

- 最新の設計労務単価の早期適用等を含む労務費の最新の実勢価格反映
- 資材単価について最新の実勢価格を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働条件の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

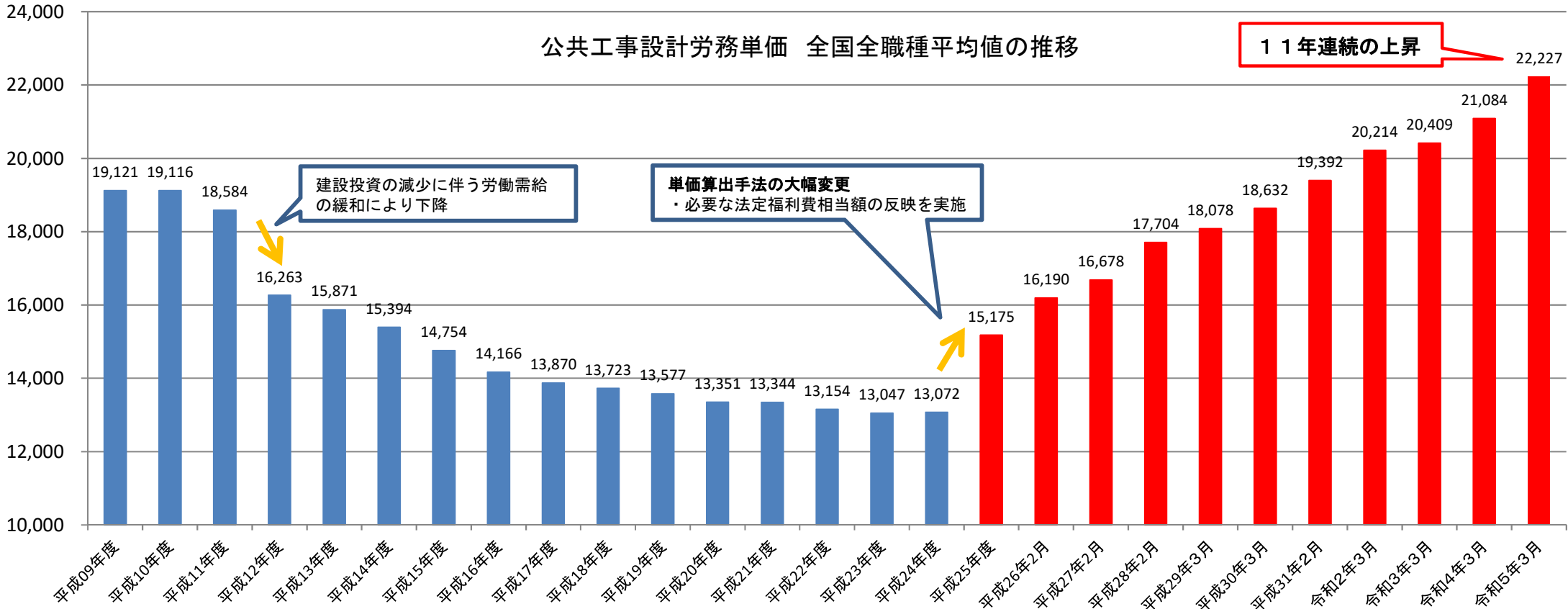


《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

経緯・目的

- 建設労働者の賃金上昇の実現に向け、適正な請負代金による契約締結、スライド条項の適切な設定・運用による適切な価格転嫁等を推進するため、令和3年10月にスタート。
- 受発注者に対するヒアリングによりこれらの状況について詳細に実態把握を行い、留意点や違反の疑いのある事項を直接指摘し、その改善を促す。

調査・指摘事項

調査する項目

- 見積書・契約書
 - ・ 標準見積書の活用状況
 - ・ 法定福利費の割合
- 適正な請負代金の設定
 - ・ 請負契約書への変更条項の記載
 - ・ 元請負人、下請負人からの変更申出状況
 - ・ 変更申出があった場合の対応状況
- 適正な工期の設定
 - ・ 工期設定方法
 - ・ 工程に影響を与える条件の適切な明示
 - ・ 工期変更の状況

など

違反の疑いで指摘した主な事例

下請負人に標準見積書活用の働きかけを行っていないもの。

労務費に照らして、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの。

元請負人による合理的な根拠のない値引きがあり、それにより法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合に協議に応じない、または必要な契約変更を実施しないなど適切な対応が図られていないもの。

不測の事態により当初予定していた工期内での竣工が困難となったが、元請負人の判断で発注者との工期変更の協議をせず、下請負人に対し残業の要請など工期のしわ寄せを行っているもの。

実績・公表

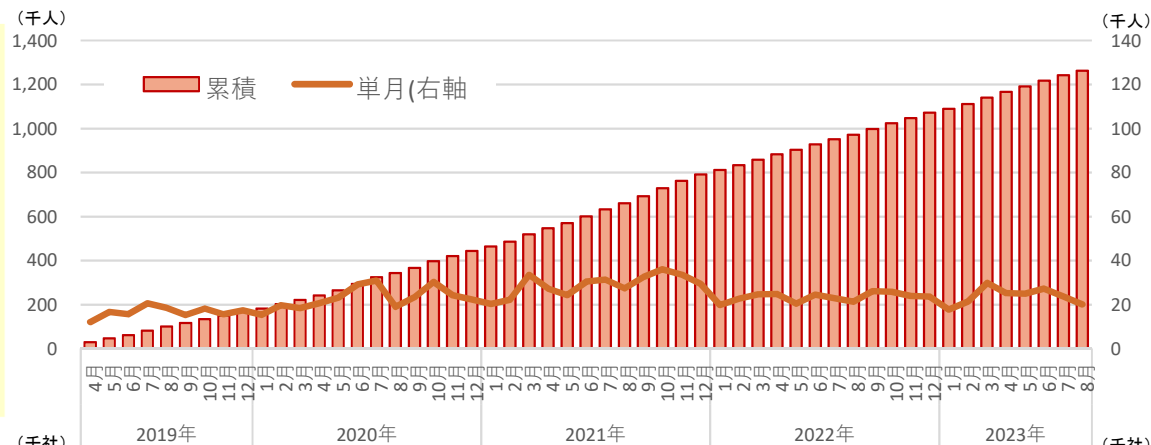
- 令和4年度：149工事
 - ※ 1件の工事につき、複数の下請業者について、請負契約や見積書を調査
- 違反の疑いがあるとして指摘した内容を集計し、広く公表（公表に際しては、匿名性を確保）

建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年8月末)

技能者の登録数

126.2万人が登録

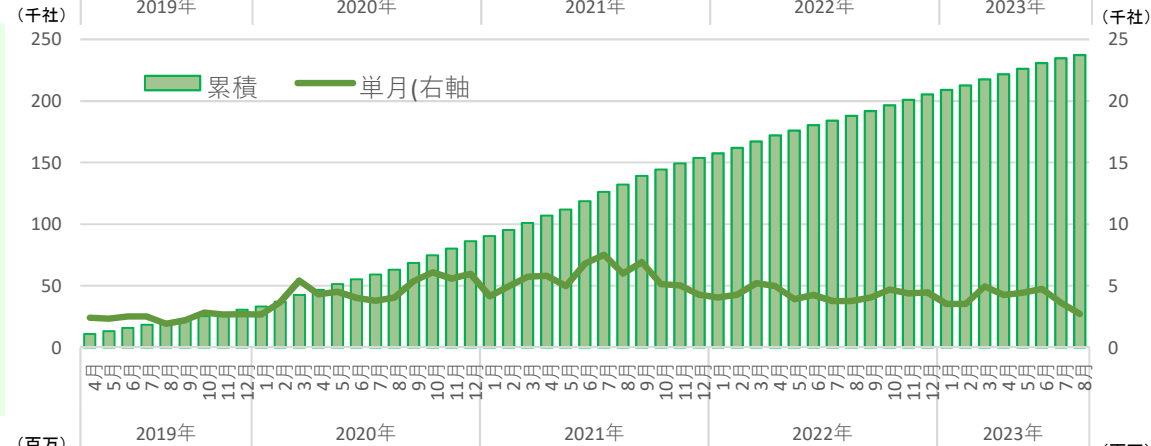
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

23.7万社が登録

※うち一人親方は7.8万社

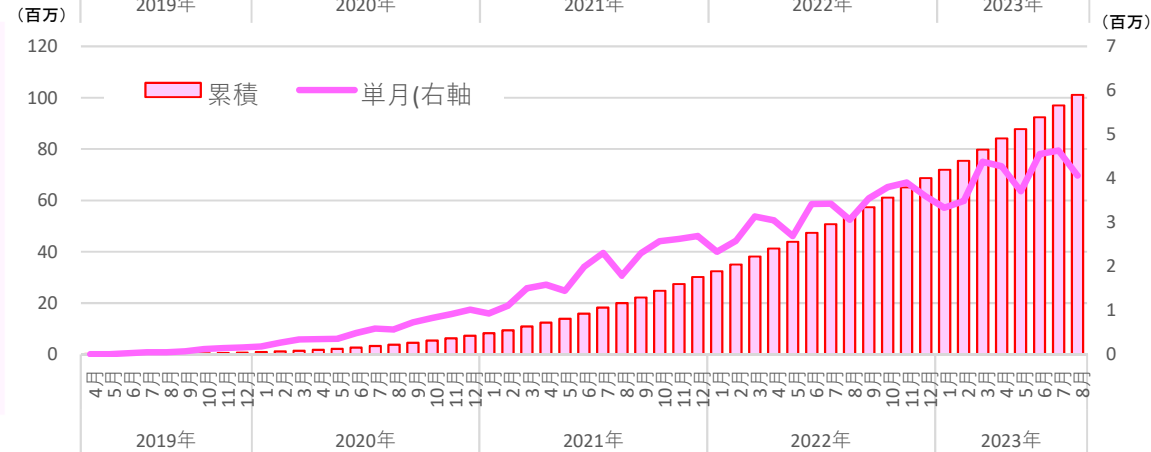


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 10,000万突破

※8月は407万履歴を蓄積
(前月からの減少はお盆要因)



出所:建設業振興基金データより国土交通省

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（公表32分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

CCUSの能力評価等を反映した手当支給

- 能力評価等を独自の手当てに反映する取組を、50社超の元請が実施・検討。優良事例について水平展開を継続。
- 技能者への手当は、下請企業から支払われるもの、元請企業から直接支払われるものいずれも労務単価に反映。

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(うち特に模範となる方:3,000円/日)。
富士ピー・エス	FPSマイスター制度(協会等対象)にCCUSレベルを反映。銀:1万円/月、金:1.5万円/月(うちPC工事基幹技能者他要件充足:2万円/月)。
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円/日。R5.6より推薦要件化も検討。
奥村組	現場・エリアマイスターはカード保有者、スーパーマイスターは銀以上を条件に。手当額:現場1,000円、エリア2,000円、スーパー3,000円/日。
新谷建設	CCUSの金カード保有者に対し、手当日額200円を支給。カード色別手当の導入についても検討中。
青木あすなろ建設	R3.4より、マイスター制度においてCCUS登録を条件化し、報奨金2,000円/日を支給。今後能力種別による金額の差をつけることを検討する予定。
鴻池組	職長マスターの手当2,000円/日。金カード保有の職長マスターに対して、手当の増額を検討。
東急建設	CCUSを東急建設マイスター制度の認定要件に(認定一時金10万円、手当2,000円/日)。現時点では手当一律、レベル別手当は検討中。
東洋建設	CCUSランク、自社現場従事期間、保有資格を基準とした優良職長制度(3ランクを設定)の導入を検討中。
ヤマウラ	CCUSカード色別の昇給要件の導入を検討。
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担。
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に。
清水建設	CCUSの金カード保有を優良技能者手当支給の要件に。CCUS登録技能者の民間工事を含めた建退共掛金を全額負担。
竹中工務店	CCUSカードの保有を優良技能者の条件に。民間工事においてCCUS登録を条件として建退共掛金を全額負担。
三井住友建設	コンストラクション・マイスター制度の認定条件にCCUS登録を追加。CCUS登録技能者について、民間工事含め建退共掛金の全額負担を予定。
矢作建設工業	民間の鉄道軌道工事に従事する協力会社を対象に、CCUS登録技能者については、建退共掛金の全額負担を予定。

【各社優良職長制度における要件化】: 浅沼組、大林組、大林道路、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、馬淵建設 等

【活用検討中】: 安藤ハザマ、大林道路、オリエンタル白石、川田工業、公成建設、ショーボンド建設、大成ロテック、大豊建設、東鉄工業、南海辰村建設、NIPPO、ピーエス三菱、福田組、藤木工務店、不二建設、不動テトラ、前田建設工業、増岡組、松井建設、松尾工務店、宮坂建設工業、宮地エンジニアリング、森本組、守谷商会、山田組、りんかい日産建設 等

開催概要

日時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子